

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正について  
藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)10月7日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成18年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正に伴い、秩父宮記念体育館の管理の業務を指定管理者に行わせる必要による。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 開 沼 佳 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

（1）1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず，教育委員会又は指定管理者（条例第15条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は，施設の管理及び運営上必要があると認めるときは，休館日に開館し，又は開館日に休館することができる。ただし，指定管理者にあっては，教育委員会の承認を得なければならない。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず，教育委員会又は指定管理者は，施設の管理及び運営上必要があると認めるときは，供用時間を変更することができる。ただし，指定管理者にあっては，教育委員会の承認を得なければならない。

第4条中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第5条第1項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に，「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第6条第1項中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第7条及び第8条中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第9条第1項及び第2項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「委員会が別に定める」を「別に定める藤沢市スポーツ施設使用手続き等要綱により行

うものとする」に改め、同条第4項、第5項及び第6項中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第10条第1項中「委員会」を「指定管理者」に改め、「財団法人藤沢市スポーツ振興財団若しくは」を削り、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第11条中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「委員会」を「指定管理者」に改める。

第12条第1項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第13条及び第14条中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第15条第1項及び第2項中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第4項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同項を第6項とし、同条第3項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同項を第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の通知を受けた登録団体は、団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。

4 教育委員会は、第1項に規定する団体登録の取消しをした場合において、その旨を指定管理者に通知するものとする。

第16条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第5条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

第17条を次のように改める。

(回数券)

第17条 条例第6条第4項に規定する回数券の様式は、別記様式による。

第18条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第1号才中「委員会」を「教育委員会」に改め、同項第3号中「もの」を「場合」に、「委員会が特別な理由がある」を「教育委員会又は指定管理者が特別な理由がある」に、「その都度委員会」を「その都度教育委員会」に改め、同条第2項中「第6条」を「第7条」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第1号中「市が」の前に「教育委員会又は」を加え、同項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第18条第3項中「第6条の規定による使用料」を「第7条の規定により利用料金」に、「施設等使用料減免申請書」を「施設等利用料金減免申請書」に、「委員会」

を「指定管理者」に改め、同条第4項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第5項中「委員会」を「指定管理者」に、「施設等使用料減免等決定通知書」を「施設等利用料金減免等決定通知証」に改める。

第19条の見出し中「既納使用料」を「既納の利用料金」に改め、同条第1項中「第7条第1項ただし書」を「第8条第1項ただし書」に、「既納使用料」を「既納の利用料金」に改め、同項第1号中「条例第7条第1項第1号に該当する」を「使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった」に改め、同項第2号中「条例第7条第1項第2号に該当する場合又は第15条第3項」を「使用する日の前日までに条例第12条（同条第5号による場合を除く。）の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項」に改め、同項第3号中「条例第7条第1項第3号に該当する」を「使用する日の前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた」に、「既納使用料」を「既納の利用料金」に改め、同項第4号中「条例第7条第1項第4号に該当する」を「前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた」に、「その都度委員会」を「あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者」に改め、同条第2項中「第7条第1項ただし書」を「第8条第1項ただし書」に、「既納使用料」を「既納の利用料金」に、「施設等既納使用料還付申請書」を「施設等既納利用料金還付申請書」に、「使用料」を「利用料金」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「委員会」を「指定管理者」に、「施設等既納使用料還付等決定通知書」を「施設等既納利用料金還付等決定通知書」に改める。

第20条第1項中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第21条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第22条中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第23条中「委員会」を「あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者」に改める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月25日 教委規則第9号</p> <p>藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(昭和35年藤沢市教育委員会規則第5号)の一部を改正する。</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、藤沢市秩父宮記念体育館条例(平成8年藤沢市条例第24号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日) 第2条 藤沢市秩父宮記念体育館(以下「体育館」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>(2) 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会又は指定管理者(条例第15条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>は、<u>施設の管理及び運営上必要があると認めたときは、</u>休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。ただし、<u>指定管理者にあっては、教育委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(供用時間) 第3条 体育館の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会又は指定管理者は、必要があると認めたときは、</u>供用時間を変更することができる。ただし、<u>指定管理者にあっては、教育委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(団体登録を受けることができる団体) 第4条 条例第4条第2項に規定する団体登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体(以下「対象団体」という。)とする。</p> <p>(1) 10人以上の者で組織されている団体であること。</p> <p>(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>ア この市の区域内に居住している者</p> <p>イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者</p> <p>ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者</p>	<p>藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月25日 教委規則第9号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、藤沢市秩父宮記念体育館条例(平成8年藤沢市条例第24号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日) 第2条 藤沢市秩父宮記念体育館(以下「体育館」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p> <p>(2) 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>は、<u>必要があると認めるときは、</u>休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。</p> <p>(供用時間) 第3条 体育館の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>委員会は、必要があると認めるときは、</u>供用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(団体登録を受けることができる団体) 第4条 条例第3条第2項に規定する団体登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体(以下「対象団体」という。)とする。</p> <p>(1) 10人以上の者で組織されている団体であること。</p> <p>(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>ア この市の区域内に居住している者</p> <p>イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者</p> <p>ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者</p>
<p>(3) 団体の代表者が20歳以上で、かつ、この市の区域内に居住している者であること。</p>	<p>(3) 団体の代表者が20歳以上で、かつ、この市の区域内に居住している者であること。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(団体の登録手続等)</p> <p>第5条 条例第4条第2項の規定により団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、前条第3号に規定する者であることを証する書類を教育委員会に提示の上、施設等使用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用団体登録等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の適否を決定した場合において、当該申請に係る対象団体が施設等を使用することができる団体として適当であると認めたとときは、当該対象団体を施設等使用団体として登録するとともに、当該申請書が提出された日から10日(当該日数の計算に当たっては、休館日は含めないものとする。)以内に当該対象団体の代表者に施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。</p> <p>4 登録証の有効期間は、当該登録証が交付された日から3年とする。</p> <p>5 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号。次条第1項第1号において「市民利用規則」という。)第8条第3項の規定により学校体育施設市民利用団体として登録された団体及び藤沢市有料公園施設等使用規則(平成9年藤沢市規則第37号)第5条第3項の規定により有料公園施設等使用団体として登録された団体は、第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。</p> <p>(使用許可の申請手続等)</p> <p>第6条 条例第4条第1項の許可を受けようとするもの(同項に規定する施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を団体で使用しようとするものにあつては、前条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体(以下「登録団体」という。))又は同条第5項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされる団体(以下これらを「登録団体等」という。)に限る。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により指定管理者に申請しなければならない。</p>	<p>(団体の登録手続等)</p> <p>第5条 条例第3条第2項の規定により団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、前条第3号に規定する者であることを証する書類を委員会に提示の上、施設等使用団体登録申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用団体登録等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の適否を決定した場合において、当該申請に係る対象団体が施設等を使用することができる団体として適当であると認めたとときは、当該対象団体を施設等使用団体として登録するとともに、当該申請書が提出された日から10日(当該日数の計算に当たっては、休館日は含めないものとする。)以内に当該対象団体の代表者に施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。</p> <p>4 登録証の有効期間は、当該登録証が交付された日から3年とする。</p> <p>5 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号。次条第1項第1号において「市民利用規則」という。)第8条第3項の規定により学校体育施設市民利用団体として登録された団体及び藤沢市有料公園施設等使用規則(平成9年藤沢市規則第37号)第5条第3項の規定により有料公園施設等使用団体として登録された団体は、第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。</p> <p>(使用許可の申請手続等)</p> <p>第6条 条例第3条第1項の許可を受けようとするもの(同項に規定する施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を団体で使用しようとするものにあつては、前条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体(以下「登録団体」という。))又は同条第5項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされる団体(以下これらを「登録団体等」という。)に限る。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により委員会に申請しなければならない。</p>
<p>(1) 施設等を団体で使用しようとする場合 施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の15日(その日が休館日に当たる場合は、その翌日。次条第2項において同じ。)から同月の末日(その日が休館日に当たるときは、その翌日。次条第2項において同じ。)までに施設等使用許可申請書に登録証、市民使用規則第8条第3項の規定により交付された学校体育施設市民使用団体登録証(以下「市民使用団体登録証」という。)又は藤沢市有料公園施設等使用規則第5条第3項の規定により交付された有料公園施設等使用団体登録証(以下「有料公園施設等使用団体登録証」という。)を添えて提出する。</p>	<p>(1) 施設等を団体で使用しようとする場合 施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の15日(その日が休館日に当たる場合は、その翌日。次条第2項において同じ。)から同月の末日(その日が休館日に当たるときは、その翌日。次条第2項において同じ。)までに施設等使用許可申請書に登録証、市民利用規則第8条第3項の規定により交付された学校体育施設市民利用団体登録証(以下「市民利用団体登録証」という。)又は藤沢市有料公園施設等使用規則第5条第3項の規定により交付された有料公園施設等使用団体登録証(以下「有料公園施設等使用団体登録証」という。)を添えて、委員会に提出する。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(2) 施設のうちメインアリーナ、サブアリーナ、武道室(多目的室)又は弓道場を個人で利用しようとする場合 自動券売機により施設使用券を購入する。</p> <p>(3) 施設のうちトレーニング室を個人で利用しようとする場合 自動券売機により施設使用券を購入し、又は回数券を購入する。</p> <p>2 前項第1号に係る申請は、郵便によることができる。この場合における同号の提出期限の認定は、当該郵便物に押印された通信日附印により行うものとする。</p> <p>3 第1項第1号及び前項の規定する方法により申請することができる施設の使用許可区分(施設の供用時間を使用する時間並びに使用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。以下同じ。)の数は、1月につき6(利用しようとする月において藤沢市教育委員会に対する事務の委任に関する規則(昭和59年藤沢市規則第21号)第2条第2項の規定に基づき教育委員会の使用の許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分(以下「使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分」という。)があるときは、当該使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。</p> <p>第7条 指定管理者は、前条第1項第1号の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、団体による使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。</p>	<p>(2) 施設のうちメインアリーナ、サブアリーナ、武道室(多目的室)又は弓道場を個人で利用しようとする場合 自動券売機により施設利用券を購入する。</p> <p>(3) 施設のうちトレーニング室を個人で利用しようとする場合 自動券売機により施設利用券を購入し、又は回数券を購入する。</p> <p>2 前項第1号に係る申請は、郵便によることができる。この場合における同号の提出期限の認定は、当該郵便物に押印された通信日附印により行うものとする。</p> <p>3 第1項第1号及び前項の規定する方法により申請することができる施設の使用許可区分(施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。以下同じ。)の数は、1月につき6(利用しようとする月において藤沢市教育委員会に対する事務の委任に関する規則(昭和59年藤沢市規則第21号)第2条第2項の規定に基づき委員会の使用の許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分(以下「使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分」という。)があるときは、当該使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。</p> <p>第7条 委員会は、前条第1項第1号の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、団体による使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。</p>
<p>2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の前月の15日から同月の末日までに、施設等使用許可申請書に登録証、市民使用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。この場合において、申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき6(前条第1項第1号又は第2項の規定により提出した施設等使用許可申請書により施設の使用許可区分について第9条の規定による使用の許可を受けているもの又は許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分があるときは、それらの許可を受けた施設の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。</p> <p>第8条 指定管理者は、前条第2項の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、団体による使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の初日(その日が休館日である場合は、その翌日)から使用しようとする使用許可区分の開始時間前までに施設等使用許可申請書に登録証、市民使用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の前月の15日から同月の末日までに、施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、委員会に提出しなければならない。この場合において、申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき6(前条第1項第1号又は第2項の規定により提出した施設等使用許可申請書により施設の使用許可区分について第9条の規定による使用の許可を受けているもの又は許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分があるときは、それらの許可を受けた施設の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。</p> <p>第8条 委員会は、前条第2項の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、団体による使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の初日(その日が休館日である場合は、その翌日)から使用しようとする使用許可区分の開始時間前までに施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、委員会に提出しなければならない。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用の許可)</p> <p>第9条 指定管理者は、第6条第1項第1号又は第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が1のみであるときは、当該登録団体等に対して使用を許可するものとする。</p> <p>2 指定管理者は、第6条第1項第1号又は第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が2以上であるときは、抽選により、当該使用許可区分の使用を許可する登録団体等を決定するものとする。</p> <p>3 前項の抽選の方法は、別に定める藤沢市スポーツ施設使用手続き等要綱により行うものとする。</p> <p>4 指定管理者は、第1項又は第2項の規定により施設の使用許可区分に係る使用の許可を決定したときは、当該登録団体等が施設等を使用する日(以下「使用日」という。)の属する月の前月の14日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)までに施設等使用許可決定通知書により当該登録団体等に通知するものとする。</p> <p>5 指定管理者は、第6条第1項第2号に規定する方法による申請があつたときは、施設利用券の発行をもつて施設の使用を許可するものとする。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第9条 委員会は、第6条第1項第1号又は第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が1のみであるときは、当該登録団体等に対して使用を許可するものとする。</p> <p>2 委員会は、第6条第1項第1号又は第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が2以上であるときは、抽選により、当該使用許可区分の使用を許可する登録団体等を決定するものとする。</p> <p>3 前項の抽選の方法は、委員会が別に定める。</p> <p>4 委員会は、第1項又は第2項の規定により施設の使用許可区分に係る使用の許可を決定したときは、当該登録団体等が施設等を使用する日(以下「使用日」という。)の属する月の前月の14日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)までに施設等使用許可決定通知書により当該登録団体等に通知するものとする。</p> <p>5 委員会は、第6条第1項第2号に規定する方法による申請があつたときは、施設利用券の発行をもつて施設の使用を許可するものとする。</p>
<p>6 指定管理者は、第7条第2項又は前条第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認められた登録団体等に対しては、施設等使用許可決定通知書により通知するものとする。</p> <p>(使用申請手続の特例)</p> <p>第10条 指定管理者は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体(以下「公共的体育関係団体」という。)が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設等を使用しようとするときは、第6条第1項第1号に規定する施設等の使用の許可に係る申請期間の開始前においても、それらのものから施設等使用許可申請書の提出を受け、その使用の許可を決定することができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により施設等の使用の許可を決定したときは、施設等使用許可決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(使用の取りやめの届出)</p>	<p>6 委員会は、第7条第2項又は前条第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認められた登録団体等に対しては、施設等使用許可決定通知書により通知するものとする。</p> <p>(使用申請手続の特例)</p> <p>第10条 委員会は、市、国、神奈川県又は財団法人藤沢市スポーツ振興財団若しくはこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体(以下「公共的体育関係団体」という。)が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設等を使用しようとするときは、第6条第1項第1号に規定する施設等の使用の許可に係る申請期間の開始前においても、それらのものから施設等使用許可申請書の提出を受け、その使用の許可を決定することができる。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により施設等の使用の許可を決定したときは、施設等使用許可決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(使用の取りやめの届出)</p>



藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第11条 第9条第3項若しくは第6項又は前条第2項の規定により施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、速やかに施設等使用取りやめ届に第9条第4項若しくは第6項又は前条第2項に規定する施設等使用許可決定通知書(以下単に「施設等使用許可決定通知書」という。)又は第21条第2項に規定する施設等供用時間外使用許可決定通知書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(使用内容の変更申請手続等)</p> <p>第12条 使用者は、その許可を受けた施設等の使用内容(使用する日及び時間を除く。)を変更しようとするときは、当該許可を受けた施設等の使用日までに施設等使用許可内容変更申請書に施設等使用許可決定通知書又は第21条第2項に規定する施設等供用時間外使用許可決定通知書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(団体登録の更新手続等)</p> <p>第13条 登録団体は、その登録証の有効期間の満了後も引き続き施設等使用団体としての登録を受けようとするときは、当該有効期間の満了する日の1月前までに教育委員会に団体登録更新申請書に登録証を添えて、提出しなければならない。</p> <p>2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書が提出された場合について準用する。</p>	<p>第11条 第9条第3項若しくは第6項又は前条第2項の規定により施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、速やかに施設等使用取りやめ届に第9条第4項若しくは第6項又は前条第2項に規定する施設等使用許可決定通知書(以下単に「施設等使用許可決定通知書」という。)又は第20条第2項に規定する施設等供用時間外使用許可決定通知書を添えて、委員会に提出しなければならない。</p> <p>(使用内容の変更申請手続等)</p> <p>第12条 使用者は、その許可を受けた施設等の使用内容(使用する日及び時間を除く。)を変更しようとするときは、当該許可を受けた施設等の使用日までに施設等使用許可内容変更申請書に施設等使用許可決定通知書又は第20条第2項に規定する施設等供用時間外使用許可決定通知書を添えて、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(団体登録の更新手続等)</p> <p>第13条 登録団体は、その登録証の有効期間の満了後も引き続き施設等使用団体としての登録を受けようとするときは、当該有効期間の満了する日の1月前までに委員会に団体登録更新申請書に登録証を添えて、提出しなければならない。</p> <p>2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書が提出された場合について準用する。</p>
<p>(団体登録事項の変更等)</p> <p>第14条 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、速やかに団体登録事項変更届に登録証を添えて、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合において、第4条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至つたときは、速やかに登録団体解散届に登録証を添えて、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(団体登録の取消し)</p> <p>第15条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により登録団体としての登録を受けたとき。</p> <p>(2) 施設等の管理上支障がある団体であると認めたとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により登録団体としての登録を取り消したときは、団体登録取消決定通知書により当該登録団体の代表者に通知するものとする。</p>	<p>(団体登録事項の変更等)</p> <p>第14条 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、速やかに団体登録事項変更届に登録証を添えて、委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合において、第4条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至つたときは、速やかに登録団体解散届に登録証を添えて、委員会に届け出なければならない。</p> <p>(団体登録の取消し)</p> <p>第15条 委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により登録団体としての登録を受けたとき。</p> <p>(2) 施設等の管理上支障がある団体であると認めたとき。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により登録団体としての登録を取り消したときは、団体登録取消決定通知書により当該登録団体の代表者に通知するものとする。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>3 前項の通知を受けた登録団体は、<u>団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。</u></p> <p>4 教育委員会は、<u>第1項に規定する団体登録の取消しをした場合において、その旨を指定管理者に通知するものとする。</u></p> <p>5 指定管理者は、第1項の規定により登録団体としての登録を取り消した場合において、当該取消を決定した日以後に当該登録団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分及び附属設備に係る使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>6 指定管理者は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消したときは、その旨を当該使用許可を受けた団体の代表者に通知するものとする。</p> <p>(附属設備の利用料金の納付時期) 第16条 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める時は、使用の許可を受けた施設の使用許可区分の開始時間前までとする。</p> <p>(回数券) 第17条 条例第6条第4項に規定する回数券の様式は、別記様式による。</p> <p>(利用料金の減免手続等)</p>	<p>3 委員会は、第1項の規定により登録団体としての登録を取り消した場合において、当該取消を決定した日以後に当該登録団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分及び附属設備に係る使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>4 委員会は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消したときは、その旨を当該使用許可を受けた団体の代表者に通知するものとする。</p> <p>(附属設備の使用料金の納付時期) 第16条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める時は、使用の許可を受けた施設の使用許可区分の開始時間前までとする。</p> <p>(回数券) 第17条 条例第5条第4項に規定する回数券は、5,500円券及び2,750円券とする。</p> <p>2 条例第5条第5項の規定による回数券の割引額は、5,500円券にあつては500円、2,750円券にあつては250円とする。</p> <p>3 前項の回数券の様式は、別記様式による。</p> <p>(使用料金の減免手続等)</p>
<p>第18条 条例第7条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p>	<p>第18条 条例第6条の規定により減額する使用料(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る使用料を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度委員会が定める割合</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校，中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は養護学校が使用する場合</p> <p>(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>(4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で，その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>	<p>2 条例第6条の規定により使用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が使用する場合</p> <p>(2) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団が使用する場合</p> <p>(3) この市の区域内に存する小学校，中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は養護学校が使用する場合</p> <p>(4) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>(5) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で，その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>
<p>エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり，治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため，当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者</p> <p>オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者</p> <p>3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは，施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず，<u>利用料金の減額又は免除を受けようとする者が</u>，第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を，第2項第5号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は，第3項又は前項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。</p>	<p>エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり，治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため，当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者</p> <p>オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者</p> <p>3 条例第6条の規定による使用料金の減額又は免除を受けようとするものは，施設等使用料金減免申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず，<u>使用料金の減額又は免除を受けようとする者が</u>，第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を，第2項第5号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。</p> <p>5 委員会は，第3項又は前項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第3項に係る申請者に対しては施設等使用料金減免等決定通知書により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(既納の利用料金の還付手続等)</p> <p>第19条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額</p> <p>(2) 使用する日の前日までに条例第12条(同条第5号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額</p> <p>(3) 使用する日の前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた場合 7割に相当する額(ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認められた場合、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額</p> <p>2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(既納使用料の還付手続等)</p> <p>第19条 条例第7条第1項ただし書の規定により還付する既納使用料の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第7条第1項第1号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例第7条第1項第2号に該当する場合又は第15条第3項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額</p> <p>(3) 条例第7条第1項第3号に該当する場合 7割に相当する額(ただし、附属設備に係る既納使用料は全額)</p> <p>(4) 条例第7条第1項第4号に該当する場合 その都度委員会が定める額</p> <p>2 条例第7条第1項ただし書の規定により既納使用料の還付を受けようとする者は、施設等既納使用料還付申請書に使用料を納付した事実を証する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。</p>
<p>3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(特別な設備等の承認手続)</p> <p>第20条 条例第10条第1項ただし書の承認を受けようとする者は、使用日の前日までに設置しようとする特別な設備若しくは装飾又は変更を加えようとする体育館の既存の設備の内容を記載した仕様書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提示しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の書類が示出された場合において、施設等の管理上支障がないと認めるときは、当該特別な設備若しくは装飾の設置又は体育館の既存の設備の変更を承認するものとする。</p> <p>(供用時間外の時間に係る使用許可の申請手続)</p> <p>第21条 条例第11条第1項の供用時間外の時間に係る施設等の使用の許可を受けようとするものは、当該許可を受けようとするものが次の各号のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める時まで施設等供用時間外使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、当該許可を受けようとするものが使用者であるときは、当該申請書に施設等使用許可決定通知書を添えなければならない。</p> <p>(1) 使用者以外のもので施設等を使用しようとするもの 第6条第1項第1号若しくは同条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により、施設等使用許可申請書を指定管理者に提出する時</p>	<p>3 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納使用料還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(特別な設備等の承認手続)</p> <p>第20条 条例第9条第1項ただし書の承認を受けようとする者は、使用日の前日までに設置しようとする特別な設備若しくは装飾又は変更を加えようとする体育館の既存の設備の内容を記載した仕様書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提示しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の書類が示出された場合において、施設等の管理上支障がないと認めるときは、当該特別な設備若しくは装飾の設置又は体育館の既存の設備の変更を承認するものとする。</p> <p>(供用時間外の時間に係る使用許可の申請手続)</p> <p>第21条 条例第10条第1項の供用時間外の時間に係る施設等の使用の許可を受けようとするものは、当該許可を受けようとするものが次の各号のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める時まで施設等供用時間外使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該許可を受けようとするものが使用者であるときは、当該申請書に施設等使用許可決定通知書を添えなければならない。</p> <p>(1) 使用者以外のもので施設等を使用しようとするもの 第6条第1項第1号若しくは同条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により、施設等使用許可申請書を委員会に提出する時</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(2) 使用者 使用の許可を受けようとする供用時間外の時間が、準備に係るものである場合にあっては当該準備のために施設等を使用しようとする時、後片付けに係るものである場合にあっては使用の許可を受けた施設の使用許可区分が終了する時</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により施設等供用時間外使用許可申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めたものに対しては、施設等供用時間外使用許可決定通知書により通知するものとする。</p> <p>(職員の立入り) 第22条 指定管理者は、体育館の管理上必要があると認めるときは、指定管理者の指定した職員を使用者が使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことができない。</p> <p>(書類の様式) 第23条 この規則の規定により必要とする書類(回数券を除く。)の様式は、<u>あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。</u></p>	<p>(2) 使用者 使用の許可を受けようとする供用時間外の時間が、準備に係るものである場合にあっては当該準備のために施設等を使用しようとする時、後片付けに係るものである場合にあっては使用の許可を受けた施設の使用許可区分が終了する時</p> <p>2 委員会は、前項の規定により施設等供用時間外使用許可申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めたものに対しては、施設等供用時間外使用許可決定通知書により通知するものとする。</p> <p>(職員の立入り) 第22条 委員会は、体育館の管理上必要があると認めるときは、委員会の指定した職員を使用者が使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことができない。</p> <p>(書類の様式) 第23条 この規則の規定により必要とする書類(回数券を除く。)の様式は、<u>委員会が別に定める。</u></p>
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成9年4月27日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、平成9年4月16日から施行する。</p> <p>2 改正後の第6条の規定の施行の際、現に改正前の藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により登録団体として登録されていた団体は、同条の規定の施行の日から平成12年3月31日までの間は、改正後の第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。</p> <p>3 前項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされた団体は、同項に規定する期間内においても改正後の第5条第1項の規定による施設等使用団体登録申請書の提出をすることができるものとし、その団体が同条第3項の規定により施設等使用団体として登録されたときは、その団体に係る前項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされた旧規則の規定による登録団体としての登録は、その効力を失う。</p> <p>附 則(平成9年教委規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年教委規則第7号) この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年教委規則第9号) この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年教委規則第13号) 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成9年4月27日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、平成9年4月16日から施行する。</p> <p>2 改正後の第6条の規定の施行の際、現に改正前の藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により登録団体として登録されていた団体は、同条の規定の施行の日から平成12年3月31日までの間は、改正後の第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。</p> <p>3 前項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされた団体は、同項に規定する期間内においても改正後の第5条第1項の規定による施設等使用団体登録申請書の提出をすることができるものとし、その団体が同条第3項の規定により施設等使用団体として登録されたときは、その団体に係る前項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなされた旧規則の規定による登録団体としての登録は、その効力を失う。</p> <p>附 則(平成9年教委規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年教委規則第7号) この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年教委規則第9号) この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年教委規則第13号) 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行				
<p>2 改正後の第19条の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受けるものについて適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成14年教委規則第13号)</p> <p>1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第18条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市秩父宮記念体育館の施設等の使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市秩父宮記念体育館の施設等の使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附則(平成 年教委規則第号)</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>2 改正後の第19条の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受けるものについて適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成14年教委規則第13号)</p> <p>1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第18条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市秩父宮記念体育館の施設等の使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市秩父宮記念体育館の施設等の使用料については、なお従前の例による。</p>				
<p>別記様式(第17条関係)</p> <p>(平成10年教委規則7・追加)</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="73 837 1108 1066"> <tr> <td data-bbox="73 837 1108 1066"> <p>トレーニング室回数券</p> <p>円券</p> <p>藤沢市</p> </td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="73 1129 1108 1385"> <tr> <td data-bbox="73 1129 1108 1385"> <p>[ 注意事項 ]</p> </td> </tr> </table>	<p>トレーニング室回数券</p> <p>円券</p> <p>藤沢市</p>	<p>[ 注意事項 ]</p>	<p>別記様式(第17条関係)</p> <p>(平成10年教委規則7・追加)</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="1108 837 2168 1066"> <tr> <td data-bbox="1108 837 2168 1066"> <p>トレーニング室回数券</p> <p>円券</p> <p>藤沢市</p> </td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="1108 1129 2168 1385"> <tr> <td data-bbox="1108 1129 2168 1385"> <p>[ 注意事項 ]</p> </td> </tr> </table>	<p>トレーニング室回数券</p> <p>円券</p> <p>藤沢市</p>	<p>[ 注意事項 ]</p>
<p>トレーニング室回数券</p> <p>円券</p> <p>藤沢市</p>					
<p>[ 注意事項 ]</p>					
<p>トレーニング室回数券</p> <p>円券</p> <p>藤沢市</p>					
<p>[ 注意事項 ]</p>					